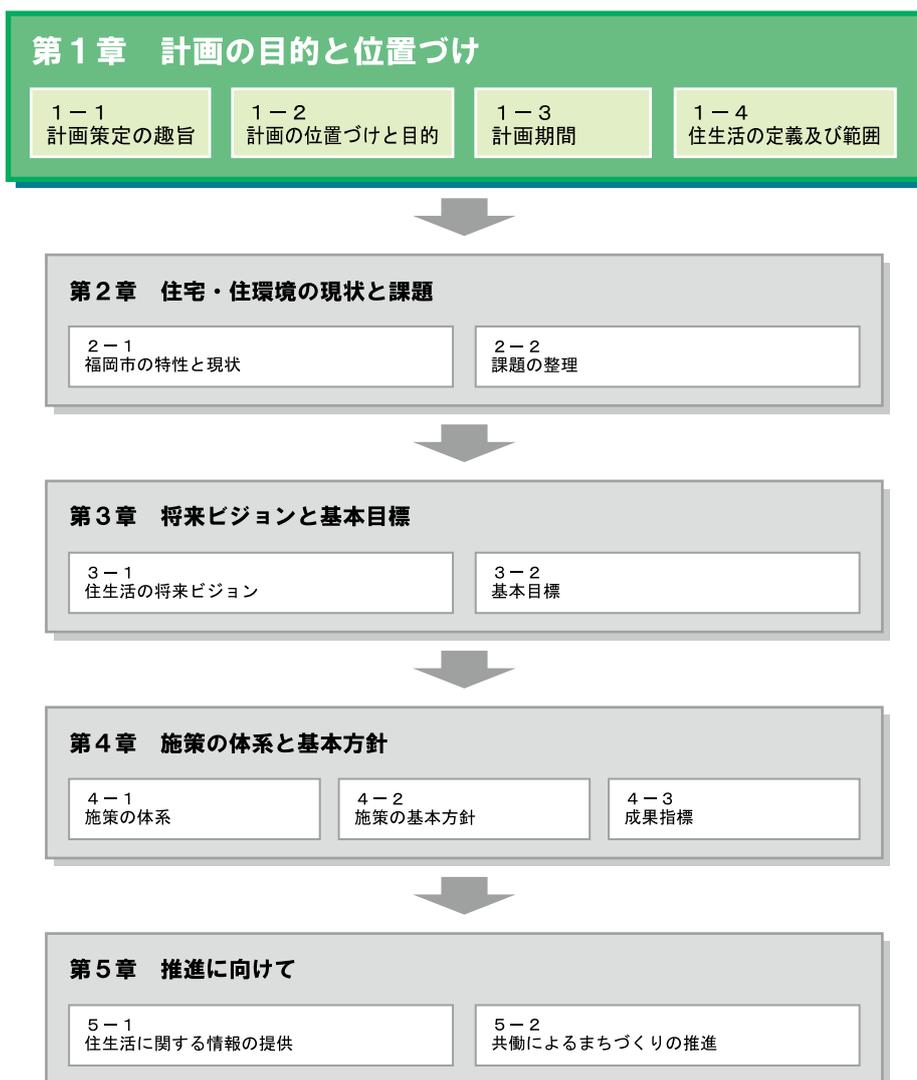


第1章 計画の目的と位置づけ



第1章 計画の目的と位置づけ

1-1 計画策定の趣旨

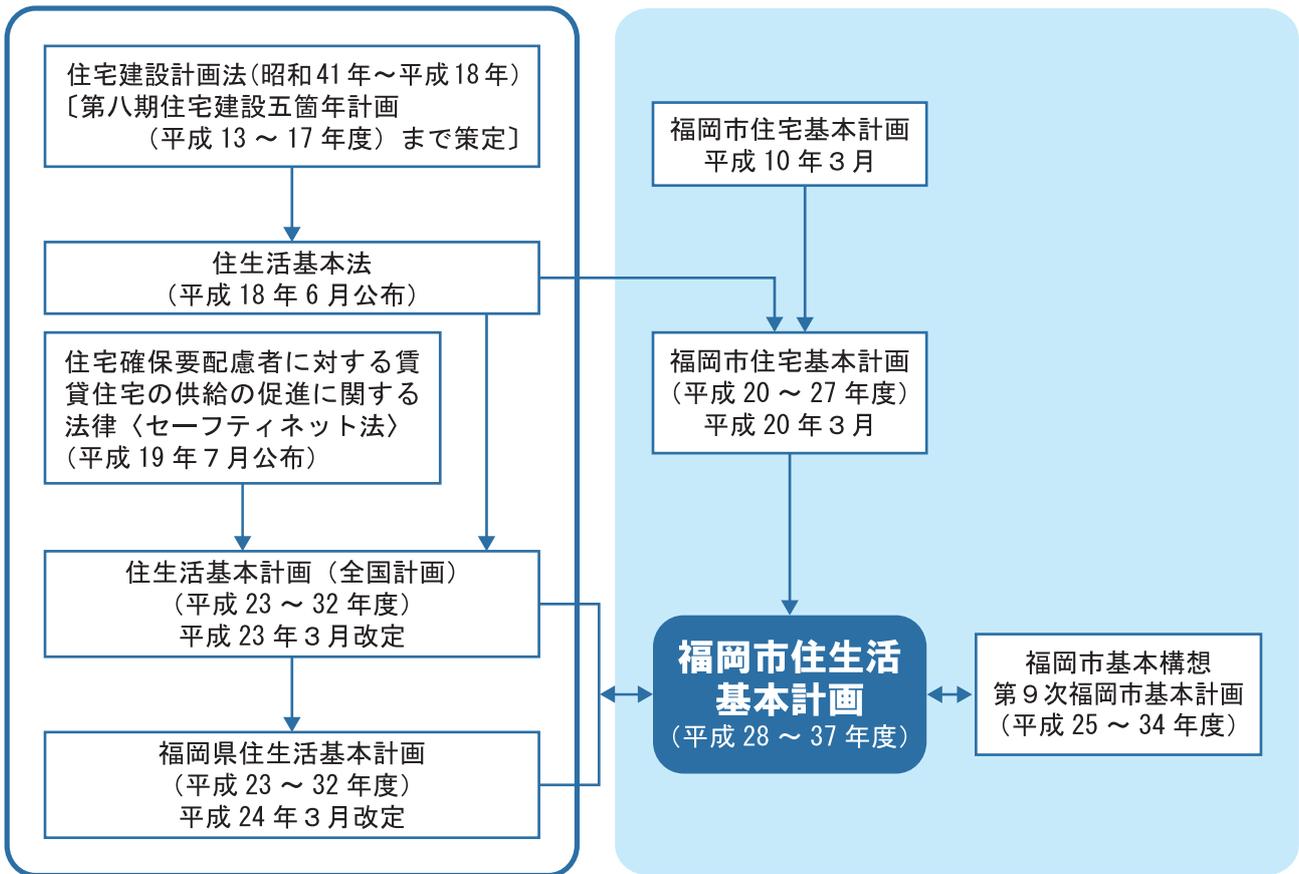
福岡市では、住宅政策を効果的・効率的に推進するため、平成10年3月に「福岡市住宅基本計画」を策定し、平成18年に「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として施行された住生活基本法を踏まえ、平成20年3月に改定を行っています（計画期間H20～H27）。

しかし、改定から8年が経過し、この間、東日本大震災を契機とした建築物の更なる耐震化や省エネ化の要請、少子高齢化の進展など、本市のすまいを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、国では平成23年3月に住生活基本計画（全国計画）が改定され、それを受けて、平成24年3月に福岡県住生活基本計画が改定されました。

これらのことから、すまいを取り巻く環境の変化に的確に対応し、国、県の計画改定や福岡市基本構想や第9次福岡市基本計画をはじめとした関連計画との相互連携がとれた、「福岡市住生活基本計画」を策定することとしました。

■ 国・県・市の住宅政策の変遷

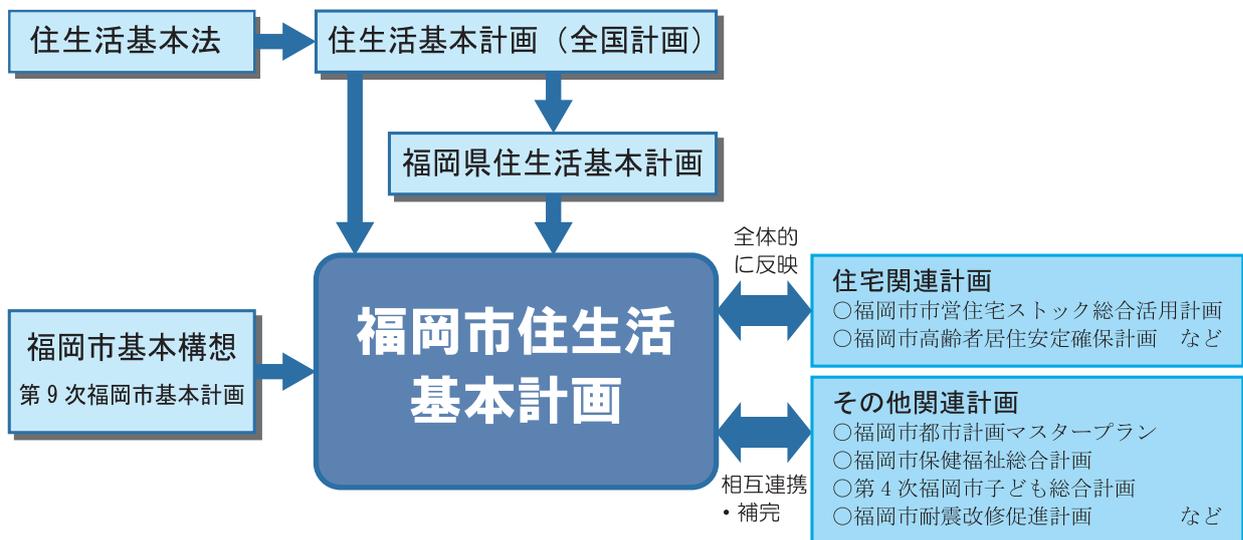


1-2 計画の位置づけと目的

1 計画の位置づけ

福岡市住生活基本計画は、住生活基本法に基づいて策定されている「住生活基本計画（全国計画）」及び「福岡県住生活基本計画」、福岡市の上位計画である「福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画」の内容に基づき、本市の住生活関連施策を総合的・体系的に推進するための計画です。

■ 計画の位置づけ



2 目的

福岡市住生活基本計画は、主に下記の3つの役割を示すために策定しています。

1. 福岡市の上位計画の実現

福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画に掲げている「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」にある「住みたい」及び「生活の質の向上」を実現する

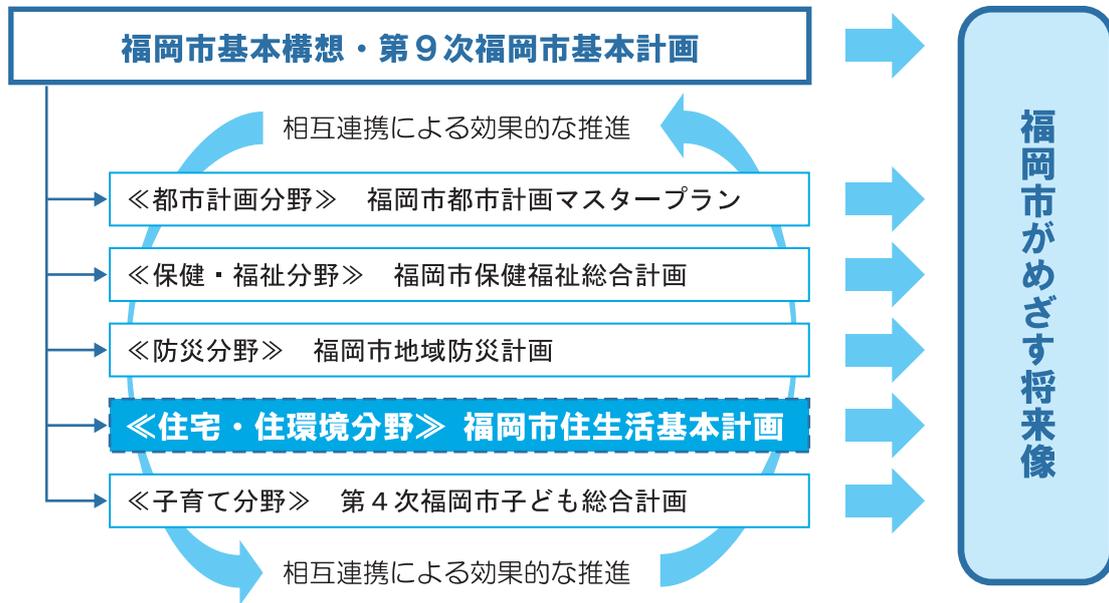
2. 将来の高齢化・人口減少を踏まえた住宅政策の総合的・体系的な指針

高齢者・高齢世帯の急激な増加、生産年齢人口の減少など、今後、福岡市が抱える問題に対して、福祉分野等との効果的な相互連携を視野に入れながら、将来を見据えた、より幅広い住宅政策を計画する

3. 多様な主体の共働による取り組みの計画的な推進

福岡市等の公的主体だけでなく、コミュニティ、住宅関連事業者、NPOなど多様な主体が一体となり、共働による取り組みを計画的に推進する

第1章 計画の目的と位置づけ



1-3 計画期間

計画期間は、平成28年度～37年度までの10年間とします。全体的なビジョンとしては25年先を見据えます。

※国や県の住生活基本計画や第9次福岡市基本計画の進捗状況等にあわせて、適宜見直しを行います。

1-4 住生活の定義及び範囲

《住生活の定義》

『住生活とは…3つの「住」
住宅、住環境、コミュニティ（住民活動）
に関わるもの』

- 住宅・住環境等に関係するハード・ソフトの両方を含めたもの
- コミュニティ※(住民活動)により成り立つもの
- 「生活」に関わるもの

※コミュニティという広い範囲の中からソフト的なもの(住民活動)を追加



《福岡市基本計画と住生活基本計画の関係》

■ 福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画における「住生活関連分野」+福岡市の特徴的な項目

